

第1号様式

貸付事業申請書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育補助者の 雇用期間	平成 年 月	～	平成 年 月
貸付期間	平成 年 月	～	平成 年 月
貸付申請額 (総額)			円
貸付申請額 (初年度)			円
内訳 (貸付申請年度 毎 (4月～3月) の見込みを記載)	平成 年度		円
	平成 年度		円
	平成 年度		円

(添付書類)

- ・ 支出内訳書（貸付申請）（第3号様式）
- ・ 保育補助者に関する書類（第4号様式）
- ・ 雇用契約書
- ・ 就業規則
- ・ 誓約書（第5号様式）※ 雇用契約書に保育士資格の取得を目指す旨の記載がない場合のみ提出
- ・ 保証書（第6号様式）
- ・ 連帯保証人の役職や肩書等が確認できる書類
- ・ 勤務環境改善計画書（第7号様式）
- ・ その他、会長が必要と認める書類

貸付事業継続申請書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

【平成 年度分】

貸付申請額	円
-------	---

(添付書類)

- ・ 支出内訳書（貸付申請）（第3号様式）
- ・ 保育補助者に関する書類（第4号様式）
- ・ 雇用契約書

※ その他、初回申請時に提出した書類の内容に変更がある場合は、当該書類も提出すること。

## 第3号様式

## 支出内訳書（貸付申請）

施設の名称

※ 科目ごとに内訳を記載すること。

(単位：円)

科 目	金 額				
	年度	年度	年度	年度	合計
給料 (内訳)					
諸手当 (内訳)					
福利厚生費 (内訳)					
社会保険料の 事業主負担分 (内訳)					
合 計					

第4号様式

保育補助者に関する書類

施設の名称

保育補助者の 氏名	(印)
保育補助者の 住所及び連絡先	電話
保育補助者の 生年月日	年 月 日
保育補助者の 雇用期間 (予定の場合を 含む)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
保育士資格 取得方法(予定)	<input type="checkbox"/> 保育士試験 ( <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得 特例を利用した全科目免除 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 指定保育士養成校卒業 (施設の名称 : ) )
保育士資格 取得時期(予定)	平成 年 月
保育補助者の 業務内容	
研修の受講	<input type="checkbox"/> 受講済み 又は 受講中 ( <input type="checkbox"/> 子育て支援員研修(地域型保育コース) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 受講予定 ( <input type="checkbox"/> 子育て支援員研修(地域型保育コース) <input type="checkbox"/> その他( ) )
その他	

(添付書類)

上記を証明する書類

第5号様式

平成 年 月 日

誓 約 書

(施設の名称)  
(施設の長の職名及び氏名) 様

保育補助者の住所

保育補助者の氏名

印

保育補助者の生年月日  
年 月 日

私は、保育士になるために、貴所において保育補助者として勤務しながら、保育士資格の取得を目指すことを誓います。

保育士資格の取得に向けては、業務と学業の両方に一生懸命励むことを約束します。

保育士資格 取得方法（予定）	<input type="checkbox"/> 保育士試験 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許状を有する者における 保育士資格取得特例を利用した全科目免除 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 指定保育士養成校卒業
保育士資格 取得時期（予定）	平成 年 月

(添付書類)  
上記を証明する書類

## 第6号様式

## 保証書

平成 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

連帯保証人	フリガナ	
	氏名	印
	住所	
	生年月日	
	電話	
	所属	
	職名	

下記の者が保育補助者雇上費の貸付を受けた際には、その連帯保証人となり、社会福祉法人京都府社会福祉協議会京都府保育士就職支援資金貸付要綱に基づき、雇上げ費用の返還の債務を履行することを承諾します。

記

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職及び氏名

印

(添付書類)

連帯保証人の役職や肩書等が確認できる書類

- 1 連帯保証人は、原則として保育所等を運営する団体等の理事や役員又は保育所等の長とすること。
- 2 連帯保証人に変更があったときは、保証書を提出すること。
- 3 連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更があったときは、連帯保証人変更届を提出すること。

## 第7号様式

## 勤務環境改善計画書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

法人の住所

法人の名称

施設の名称

代表者の職名及び氏名

印

保育補助者雇上費貸付事業の活用により、次のとおり保育所等の勤務環境の改善を行います。

年 度	項目	改善計画
平成 年度	<input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
平成 年度	<input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
平成 年度	<input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

- ※ 改善計画には、保育補助者を配置することで、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかを記載すること。
- ※ 適宜行を追加し、貸付を受けようとする年度ごとに記載すること。
- ※ 上記計画に基づく実績を報告すること。

第8号様式

連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

連帯保証人に係る事項に変更があったため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会  
保育士就職支援資金貸付要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
----	--

区分	変更後	変更前
フリガナ		
氏名		
住所		
生年月日		
電話		
所属		
職名		

(添付書類)

上記を証明する書類

第9号様式



京社協研発第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 位高 光司

貸付承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった雇上げ費用の貸付を承認します。

番号		
申請者の名称 及び代表者名		
施設の名称		
貸付金額	円	
内訳	年度	円
	年度	円
	年度	円
貸付期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
連帯保証人氏名		

(提出が必要な書類)

- ・ 保育補助者雇上費貸付事業金銭消費貸借契約書（第11号様式）
- ・ 法人の印鑑証明書
- ・ 振込口座申請書（第12号様式）
- ・ 個人情報取扱同意書（第13号様式）
- ・ 収入印紙（別紙 印紙税額一覧表）

第10号様式

京社協研発第 号  
年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長

貸付不承認決定通知書

平成 年 月 日付けて申請のあった雇上げ費用の貸付を不承認とします。

不承認の理由	
--------	--

# 第11号様式



## 保育補助者雇上費貸付事業 金錢消費貸借契約書

社会福祉法人京都府社会福祉協議会京都府保育士就職支援資金貸付要綱（以下「要綱」という。）に基づく貸付に関し、社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、法■人■名（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

### （貸付金の使途）

第1条 乙は、この貸付金を■施■設■名■における要綱第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

### （貸付期間）

第2条 貸付を行う期間は、対象となる保育補助者が保育所等に勤務する期間で、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とし、甲の貸付決定を受けた期間（平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日まで）とする。

2 ただし、貸付期間中に返還免除の事由又は返還事由が生じた場合の貸付期間の終期は、要綱に定めるとおりとする。

### （貸付金の上限額）

第3条 甲は、乙に対し、金■■, ■■■, ■■■円を上限とし、貸し付けるものとする。

2 年度毎の貸付の上限額は次のとおりとする。

平成■■年度 金■, ■■■, ■■■円

平成■■年度 金■, ■■■, ■■■円

平成■■年度 金■, ■■■, ■■■円

3 貸付金の金額は要綱第5条の規定により、毎年度の乙の申請に基づき、甲が決定を行った金額とする。

4 貸付金の金額は、当該年度の実績報告により確定する。

### （貸付方法）

第4条 甲は、乙に対し、原則として、年2回（11月、3月）に分けて、雇上げ費用を貸し付ける。

2 雇上げ費用の貸付は、前項に定める月の末日（当日が金融機関等の休業日の場合はその前営業日）に、あらかじめ乙が届け出た金融機関の口座に対し、振り込みを行う。

### （貸付金の利子）

第5条 雇上げ費用の貸付金の利子は、無利子とする。

### （延滞利子）

第6条 甲は、乙が正当な理由がなく要綱に定める日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。
- 3 前2項に規定する延滞利子の計算については、年365日として計算するものとする。
- 4 前3項により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(返還)

第7条 乙又は丙は、要綱第10条（本契約を解除する場合を除く）に該当するに至ったときは、速やかに返還明細書（第27号様式）により、返還方法等を申請する。

- 2 甲は乙又は丙に対し、返還通知書（第28号様式）により返還方法等を通知する。
- 3 返還は半年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。
- 4 乙又は丙は、虚偽その他不正な方法により雇上げ費用の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったとき及びその他本要綱の規定及び府社協との間で締結した契約で規定する事項に違反したときは、貸付を受けた雇上げ費用を会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 5 返還期間は貸付を受けた期間の2倍に相当する期間以内とする。ただし、返還債務の履行を猶予した期間及び貸付を休止した期間を除く。

(貸付を受けた保育所等の責務)

第8条 乙は、貸し付けた雇上げ費用の返還の債務の免除が行われるまで、又は返還が終わるまでの間、次に掲げる項目を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この事業に関する貸付金の収支について、明確にしなければならない。
- 3 乙は事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を雇上げ費用の貸付を受けたすべての者が返還の債務を確定し、返還を完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 4 乙は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。
  - (1) 貸付の申請内容に変更が生じたとき。
  - (2) 貸付を辞退するとき。
  - (3) 法人の住所、名称、連絡先等が変更となったとき。
  - (4) 法人の代表者が変更となったとき。
  - (5) 保育所等の名称が変更となったとき。
  - (6) 保育補助者が保育士資格を取得したとき。
  - (7) 保育補助者が保育士登録を行ったとき。
  - (8) 保育補助者が休職したとき。
  - (9) 保育補助者が復職したとき。
  - (10) 保育補助者が退職したとき。
  - (11) 保育補助者が死亡したとき。
  - (12) 保育補助者が傷病等になったとき。
  - (13) 保育補助者が保育士資格取得を目指さなくなったとき。
  - (14) その他保育補助者が雇上げ貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと

き。

(15) 連帯保証人が変更となったとき。

(16) 連帯保証人の住所、名称、連絡先等が変更となったとき。

(17) その他重要な事項に変更が生じたとき。

5 乙は、甲から報告（書類の提出を含む。以下、同じ。）又は検査を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 乙は、前項の規定による報告又は検査の結果、甲から指示があった場合は、これに従わなければならない。

#### (連帯保証人の義務)

第9条 丙は、本契約により生じる乙の一切の債務について保証し、乙と連帯して責任を負うものとする。

#### (返還の免除)

第10条 甲は、乙が次の各号の場合に至ったときは、雇上げ費用の返還を免除するものとする。

- (1) 乙において保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき。
- (2) 乙において保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付終了後1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるとき。
- (3) 乙において保育補助者が保育の補助等に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

#### (貸付の休止)

第11条 保育補助者が疾病その他の理由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌日から当該事由が解消した日の属する月の分まで雇上げ費用の貸付を行わないものとする。

2 貸付を休止した期間の分としてすでに貸し付けられた雇上げ費用があるときは、貸付期間が継続している場合は、その雇上げ費用は、保育補助者雇が復帰した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

#### (契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の場合に至ったときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 雇上げる保育補助者が退職したときかつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき。
- (2) 雇上げ費用の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (3) その他雇上げ貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 虚偽その他不正な方法により貸付の申請を行ったことが明らかになったとき。
- (5) その他本要綱の規定及び府社協との間で締結した契約で規定する事項に違反したとき。

2 契約を解除した場合は、要綱第10条に基づき、雇上げ費用を返還しなければならない。

#### (契約の終了)

第13条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。

(1) 乙又は丙が、要綱第10条による雇上げ費用の返還を完了したとき。

(2) 甲が要綱第9条により返還債務の免除を行ったとき。

(費用負担)

第14条 雇上げ費用の貸付に係る書類の収集及び印紙代、雇上げ費用の返還に係る金融機関等の振込手数料等の経費は乙が負担するものとする。

(管轄裁判所の合意)

第15条 本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第16条 この契約について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、実施要綱によるものとする。

2 乙及び丙は、本契約書に記載した個人情報について、本雇上げ費用の貸付に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに予め同意するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、丙が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

ハートピア京都地下1階

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

会長

印

乙

住 所

名 称

施設名

代表者

印

丙 (連帯保証人)

住 所

所 属・役 職

氏 名

印

第12号様式

振込口座申請書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名 印

平成 年 月 日付け社会福祉法人京都府社会福祉協議会により貸付決定  
のあった雇上げ費用について、以下の口座への振込を申請します。

新規・変更

(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

指定口座	金融機関名 支店名称	銀 行 金 庫 組 合	本 店 支 店 出張所	
	預金口座	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 賢蓄預金		
	口座番号		※右詰め で記入	
	フリガナ			
	口座名義			

(ゆうちょ銀行)

記号番号						—												
口座名義	フリガナ																	

※ 指定口座に変更があるときは、速やかに本書類を提出すること。

# 第13号様式

## 個人情報取扱同意書

### 1 個人情報の取扱い

本所では、貴殿を雇用するに当たり、社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下、「府社協」という。）が実施する保育補助者雇上費貸付事業（以下、「雇上費貸付事業」という。）を利用します。

雇上費貸付事業の利用に当たっては、個人情報の保護に関する法律や保育所における規定等に基づき、貴殿の個人情報を適正に取り扱います。

### 2 個人情報の利用

- (1) 社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育士就職支援資金貸付要綱（以下、「要綱」という。）の規定により、府社協に対し、本所における貴殿の就労の状況、給与の状況、保育士資格の取得状況等を提供し、情報の共有を行います。
- (2) 要綱の規定により、雇上費貸付事業の実績や実施状況の確認等のため、京都府に対し、情報の提供や情報の共有をすることがあります。

### 3 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記の場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。

### 4 ただし、次の場合などあらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 法令又は条例の規定に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

私は、上記により、貴所が雇上費貸付事業を利用するに当たっての個人情報の取扱いについて理解しました。

平成 年 月 日

署名

印

第14号様式

休職届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり休職を届け出ます。

番号	
----	--

休職事由	
休職事由が 生じた日	年 月 日
休職期間	年 月 日 ～ 年 月 日

(添付書類)

上記を証明する書類

第15号様式

復職届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育補助者が復職したため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費  
貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
----	--

復職した日	年 月 日
復帰した事由	

(添付書類)

上記を証明する書類

第16号様式

実績報告書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、保育補助者雇上費貸付事業に係る実績を次のとおり報告します。

番号	
----	--

平成 年度分									
借入期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
貸借契約金額	円								
既借入金額	円								
実際に要した 金額	円								
差額	円								

(添付書類)

- ・ 支出内訳書（実績報告）（第17号様式）
- ・ 給与等証明書（第18号様式）
- ・ 勤務環境改善実績報告書（第19号様式）
- ・ その他、上記を証明する書類

第17号様式

支出内訳書（実績報告）  
(平成 年度分)

施設の名称

(単位：円)

科 目	金 額
給料 (内訳)	
諸手当 (内訳)	
福利厚生費 (内訳)	
社会保険料の 事業主負担分 (内訳)	
合 計	

※ 科目ごとに内訳を記載すること。

施設名

保育補助者の氏名

## 1 給料等

種類		給料		諸手当								福利厚生費			社会保険料の事業主負担分				
費目		基本給		期末手当	勤勉手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	業務手当	時間外手当		家賃補助	健康診断		健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	労働保険料	子ども・子育て拠出金
支払い方法	当月払・翌月払	本俸	地域手当																
年 月 分	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
	年 月 分	年 月																	
小計																			
合計																			

※ 当該年度分として支払いを行った金額を記載すること。

※ 適宜列を追加し、支払いを行った費目ごとにその金額を記載すること。

## 2 その他(支払い年月に収まらない等の理由で上記表に記載できないもの)

種類	項目	年月分	支払い年月	金額
合 計				

平成 年 月 日

上記のとおり、給与等を証明します。

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

## 3 総合計

給料	
諸手当	
福利厚生費	
社会保険料	
その他	
総合計	

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育補助者雇上費貸付事業の活用により、次のとおり保育所等の勤務環境の改善を行ったことを報告します。

年 度	項目	改善実績
平成 年度	<input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
平成 年度	<input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
平成 年度	<input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

※ 適宜行を追加し、貸付を受けた年度ごとに記載すること。

第20号様式

保育士資格取得届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育補助者が保育士資格を取得したため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
----	--

取得方法	
取得日	
通知番号等	

(添付書類)

次の書類のいずれかの書類

- ・ 指定保育士養成施設卒業証明書
- ・ 保育士養成課程修了証明書
- ・ 保育士試験合格通知書
- ・ 連続した3年間で全科目合格が確認できる保育士試験一部通知書

第21号様式

返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業により貸付を受けた雇上げ費用について、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり返還の免除の申請をします。

番号	
保育補助者の雇用期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
借用期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
返還免除申請額	円
免除事由の発生日	平成 年 月 日
免除事由	<input type="checkbox"/> 1 保育士資格の取得 <input type="checkbox"/> 2 業務上の事由による死亡 <input type="checkbox"/> 3 業務に起因する心身の故障による業務継続不能 <input type="checkbox"/> 4 業務外の事由による死亡、心身の故障による業務継続不能

(添付書類)

次のいずれかを添付すること。

- 免除事由 1 の場合
  - ・ 保育士証の写し
- 免除事由 2 の場合
  - ・ 死亡したことがわかる書類
  - ・ 労働者災害補償保険制度において業務災害の認定を受けたことがわかる書類
- 免除事由 3 の場合
  - ・ 傷病等になったことがわかる書類
  - ・ 労働者災害補償保険制度において業務災害の認定を受けたことがわかる書類
  - ・ 退職した又は退職することがわかる書類
- 免除事由 4 の場合
  - ・ 死亡したことまたは傷病等になったことがわかる書類

第22号様式

死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育補助者が死亡したため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費  
貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
死亡日	年 月 日

(添付書類)

- 死亡したことがわかる書類

第23号様式

傷病等届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育補助者が傷病等になったことにより、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
傷病等が 生じた日	年 月 日
傷病等の内容	

(添付書類)

- ・ 傷病等になったことがわかる書類

様

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長

## 返還免除承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった雇上げ費用の返還免除を承認します。

番号	
施設の名称	
貸付期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
貸付金額	円
免除理由	<input type="checkbox"/> 1 保育士資格の取得 <input type="checkbox"/> 2 業務上の事由による死亡 <input type="checkbox"/> 3 業務に起因する心身の故障による業務継続不能 <input type="checkbox"/> 4 業務外の事由による死亡、心身の故障による業務継続不能

様

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長

返還免除不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった雇上げ費用の返還免除を不承認とし  
ます。

不承認の理由

保育士登録届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育士登録を行ったため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
登録年月日	
登録番号	

(添付書類)

- 保育士証の写し

## 返還明細書

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長様法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業により貸付を受けた雇上げ費用について、次のとおり返還します。

番号								
返還理由								
保育補助者の雇用期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月							
借入期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月							
既借入額	円							
返還額	円							
内訳		既借入額	返還額					
	平成 年度	円	円					
	平成 年度	円	円					
	平成 年度	円	円					
返還方法								
返還期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月							

様

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長

## 返還通知書

平成 年 月 日付けで返還明細書による申請があったため、次のとおり  
雇上げ費用の返還について通知します。

番号	
申請者の名称 及び代表者名	
施設の名称	
返還金額	
返還期間	
返還方法	
返還期限	
送金口座	

- ※ 振込手数料は、雇上げ費用の返還とは別に負担すること。
- ※ 返還が遅延した場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

貸付内容に関する変更届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

連帯保証人に係る事項に変更があったため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
----	--

変更が生じた日	年 月 日
---------	-------

変更事項	変更後	変更前

(添付書類)

上記を証明する書類

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、貸付を辞退することを届け出ます。

番号	
辞退理由	

(添付書類)  
上記を証明する書類

第31号様式

法人に関する変更届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

法人に係る事項に変更があったため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
----	--

変更が生じた日	年 月 日
---------	-------

変更事項	変更後	変更前

(添付書類)

上記を証明する書類

第32号様式

保育所等に関する変更届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育所等に係る事項に変更があったため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育  
補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
----	--

変更が生じた日	年 月 日
---------	-------

変更事項	変更後	変更前

(添付書類)  
上記を証明する書類

保育補助者に関する変更届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育補助者に関する変更があったため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
事項	<input type="checkbox"/> 保育士資格取得を目指さなくなった <input type="checkbox"/> 雇上げ貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった (内容 : ) <input type="checkbox"/> その他 (内容 : )
事実が 生じた日	平成 年 月 日
理由等	

(添付書類)

上記を証明する書類

第34号様式

退職届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

保育補助者が退職したため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費  
貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
退職日	年 月 日
退職理由	

(添付書類)  
上記を証明する書類

重要事項変更届

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
施設の名称  
代表者の職名及び氏名

印

重要な事項に変更があったため、社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇用費貸付事業の要綱により、次のとおり届け出ます。

番号	
----	--

変更が生じた日	年 月 日
---------	-------

変更事項	変更後	変更前

(添付書類)  
上記を証明する書類

京社協研発第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

決定通知書

平成 年 月 日付けで届出のあった内容について、次のとおり決定したこ  
とを通知します。

届出事項	
届出内容	
決定内容	

## 委 任 状

年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
会長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者の職名及び氏名

印

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業に係る  
雇上げ費用の申請等について

当法人の運営する (施設の名称) に対し、保育補助者の雇上げに当たり支弁される社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業に係る雇上げ費用の申請、受領及び返還、並びに届出及び報告等に係る手続き（貸付事業の当初申請、並びに金銭消費貸借契約の締結、並びに法人及び連帯保証人に関する申請及び届出事項を除く）について、(役職等) (氏名) にその権限を委任します。